

省エネ仕様基準・誘導仕様基準の つまづきポイント解説

『その①』

～外皮基準の注意点を解説～

令和8年9月



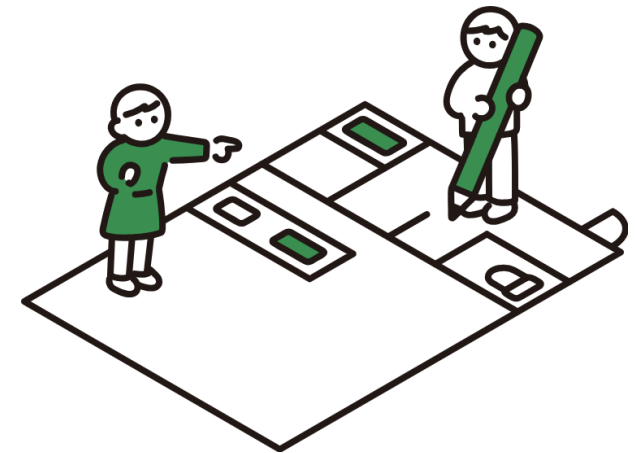
一般財団法人

宮城県建築住宅センター

講習内容

- 省エネ上の区分
- 外皮基準
 - ・ 外皮基準除外規定
 - ・ 躯体の断熱性能
 - ・ 構造の違い
 - ・ 共同住宅等の外皮基準
- 誘導仕様基準

省エネ上の区分





□ 省エネ上の区分

◆省エネは以下の区分に大別される。

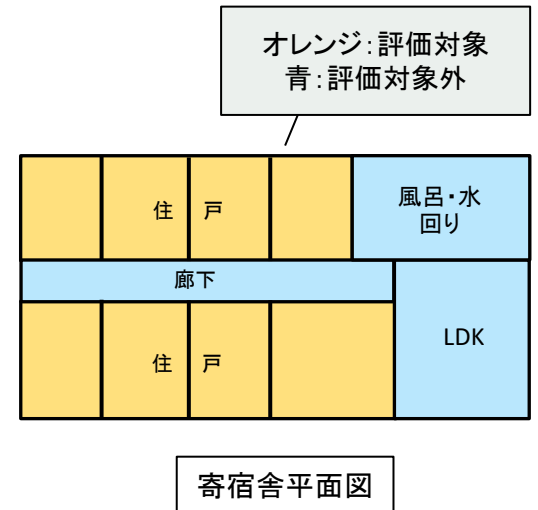
- ・ **一戸建ての住宅**
- ・ **共同住宅等** : 長屋、共同住宅、寄宿舍
- ・ **非住宅建築物** : 住宅以外の全ての建築物
- ・ **複合建築物** : 住宅、非住宅複合（店舗併用住宅など）

注：共同住宅で1階にトレーニングジムがある場合

住民専用：共同住宅等 外部も使用：複合建築物

◆省エネ仕様基準で省エネ適判を省略できるのは、

- ・ **一戸建ての住宅**
- ・ **共同住宅等** の2つのみ。



・ 非住宅のような用途があってもそれが住民専用なのか？を確認する。

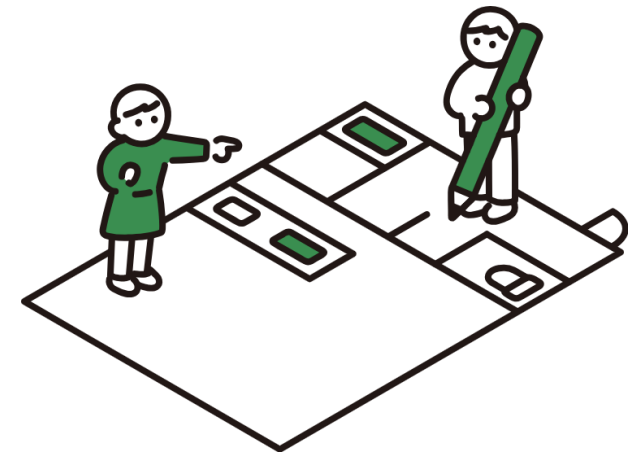
・ 共同住宅等の場合、省エネを評価するのは住戸専用部のみ。

評価対象外の例：共同住宅等のエントランスにある設備（空調、照明）
寄宿舍の風呂（給湯）、LDKの設備

外皮基準



- ・ 外皮基準除外規定
- ・ 躯体の断熱性能
- ・ 構造の違い
- ・ 共同住宅等の外皮基準

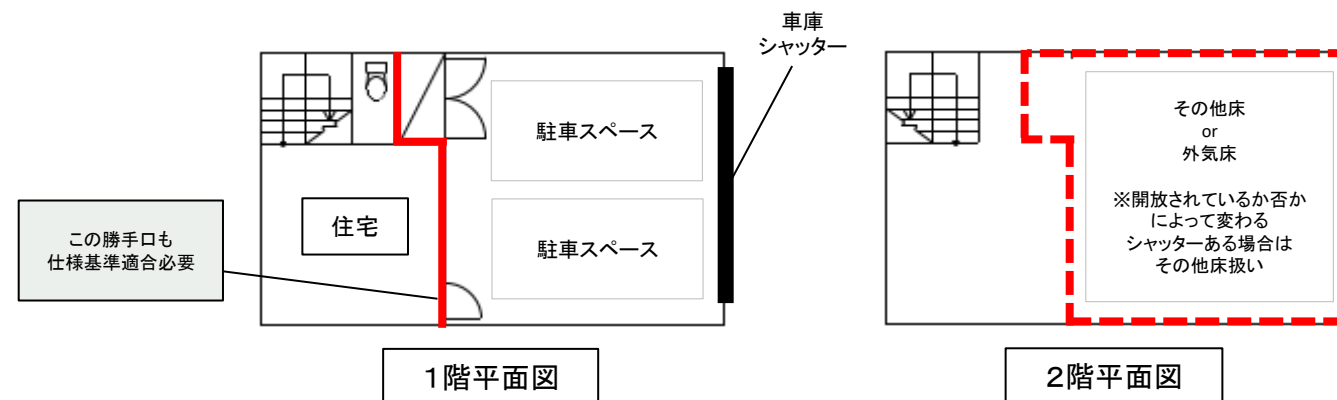




◆外皮基準除外規定

◆以下の箇所は仕様基準の場合、断熱不要。

- ・外部物置、車庫（住宅との境界（開口部含む）には断熱必要）
- ・玄関、勝手口の土間床立上り
- ・下面全面に断熱が施されたUBを使用する場合の土間床立上り
- ・界床、界壁



- ・インナーガレージ付住宅の場合で入庫部がシャッターの場合、除外規定を活用しなければ適合しない
※シャッター：仕様基準に合致しない
- ・玄関土間が一般的なサイズを超えている場合は断熱必要（除外できるのはあくまでも玄関等）

赤実線：断熱区画
赤破線内側：床断熱必要箇所

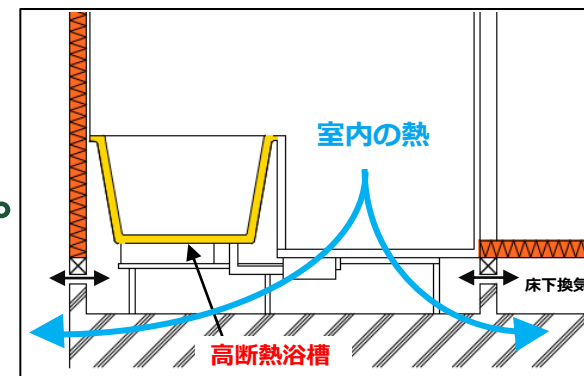


◆外皮基準除外規定

◆断熱除外規定「二、木」の解説

ニ 玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分
ホ 断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分

と示されているが、赤字のこれらに類する部分にはUB基礎は含まれない。
また、青字の断熱措置がとられている浴室とは下記図1のように
浴室（UB）全体に断熱が施された浴室のことを言う。
断熱が施されていない浴室は図2のように基礎断熱とすることがある。



高断熱浴槽のみだと
断熱区画が形成されない

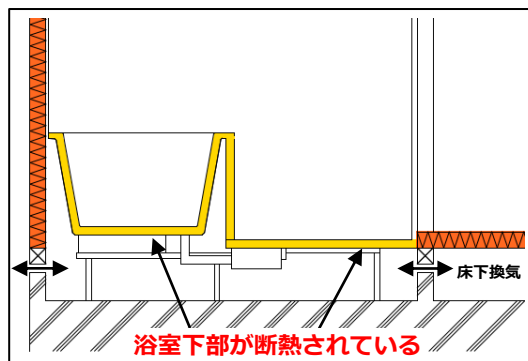


図1 浴室下面全体断熱の例

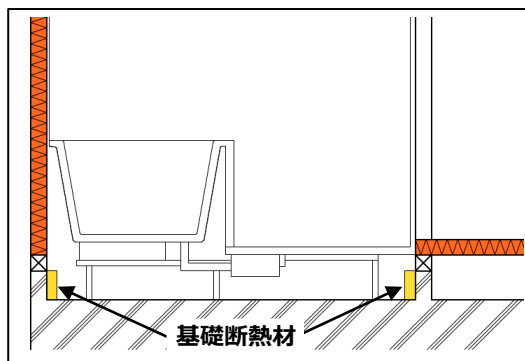


図2 基礎断熱の例



POINT!

高断熱浴槽について

- ・ 高断熱浴槽が採用されていたとしても浴室全体に断熱があるとは言えない。
- ・ 高断熱浴槽とは浴槽のみについて断熱基準をクリアした製品のことを指す。(お湯が冷めにくいUB)
- ・ 高断熱浴槽は外皮評価のための機器でなく、設備(給湯)評価のための機器。



外皮基準



◆ 躯体の断熱性能

◆ 躯体の断熱性能には

- ・ 熱貫流率基準
- ・ 熱抵抗基準

の2つがあり、任意で選択することができる。

◆ 熱貫流率基準（難しい）

部位ごとに**部位U値計算**を行って基準値を確認する方法。

◆ 熱抵抗基準（簡単）

部位ごとに**熱抵抗**を求め、基準値を確認する方法。

性能の違い

熱貫流率：小さいと性能高い

熱抵抗：大きいと性能高い



- ・ 熱貫流率基準は右のような計算を行う。
（外皮計算の部位U値計算と同じもの）

- ・ 熱抵抗基準は断熱材のみで検討する。
厚さ÷熱伝導率＝熱抵抗 の式で求める。

例：高性能GW24K t=105mm

$$0.105\text{m} \div 0.036 = \text{熱抵抗} 2.917$$

木造外壁部位U値計算

簡略計算法（面積比率法）による部位熱貫流率-1				
（木造外壁）の実質熱貫流率 W/(㎡K)				
仕様番号	部 分 名		一般部	熱橋部
	熱橋面積比		0.870	0.130
木造外壁	熱伝導率λ W/(m・K)	厚さd m	d/λ ㎡・K/W	
熱伝達抵抗 Rsi	—	—	0.110	0.110
石膏ボード 12.5mm×2	0.241	0.012	0.050	0.050
高性能GW24k	0.036	0.105	2.917	
天然木材	0.120	0.105		0.875
熱伝達抵抗 Rse	—	—	0.110	0.110
熱貫流抵抗 ΣR=Σ(d i/λ i)			3.186	1.145
熱貫流率 Un=1/ΣR			0.314	0.874
平均熱貫流率 Uj=Σ(a in・Un)			0.387	

□ 外皮基準

構造の違い



◆ 構造の違い

◆ 木造、CLT造、S造、RC造（SRC造はRC造と同義）
それぞれで基準が異なる。

◆ 木造（軸組工法、桝組工法）

- ・ 熱貫流率 適用可
- ・ 熱抵抗 適用可（軸組、桝組で基準値異なる）

◆ CLT造

- ・ 熱貫流率 適用可
- ・ 熱抵抗 適用可

● CLT熱抵抗基準について
質疑応答集1-5-Q32
「軸組,桝組,鉄骨造の外張又は内張」の基準値を用いて良い

◆ 鉄骨造

- ・ 熱貫流率 適用可
- ・ 熱抵抗 一部可（断熱施工方法によっては適用不可）

◆ RC造、SRC造

- ・ 熱貫流率 適用可
- ・ 熱抵抗 適用可



・ 熱抵抗適用不可
の工法が存在する



□ 外皮基準

◆ 構造の違い（鉄骨造）

◆ 鉄骨造の熱抵抗基準

鉄骨造の熱抵抗基準は

- ・ 屋根、天井 外張断熱、内張断熱
- ・ 壁 外張断熱、内張断熱、**充填断熱**
- ・ その他床 外張断熱、内張断熱
- ・ 外気床 外張断熱、内張断熱

要注意

を選択した場合に限り適用できる。

例：その他床：充填断熱を選択した場合、熱抵抗適用不可。



- ・ 鉄骨造-壁充填断熱を採用する場合、別途LGS下地の熱橋、鉄骨柱梁の熱橋も加味された熱抵抗基準を確認する必要がある。

□ 外皮基準

構造の違い



◆ 構造の違い（RC造、SRC造）

◆ RC造の熱抵抗基準

RC造の断熱基準は

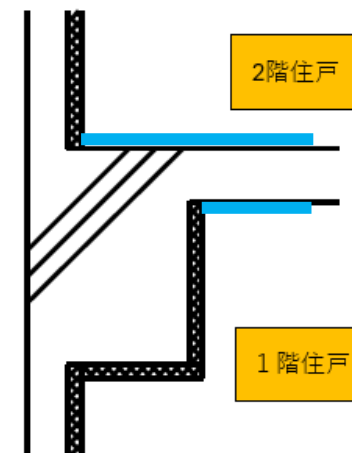
各部位の熱貫流率基準又は熱抵抗基準に適合させた上で、

- ・ 構造熱橋部の基準

にも適合させなければならない。

RC造の場合、物理的に断熱を施工できない箇所があるため
その部位に対し断熱補強を行うもの。

例：外壁内断熱とした場合の床スラブ接合部



熱橋イメージ



- ・ 構造熱橋部の基準とは右図の青線のように熱橋部に対して補強を行うもの。
- ・ 補強できない場合は仕様基準適用不可。



外皮基準

◆共同住宅等の外皮基準

◆共同住宅の基準値

熱貫流率基準、熱抵抗基準共に**一戸建てと異なる基準値**となる。

熱抵抗例：木造**一戸建て**：4.6（屋根5地域）

：木造**共同住宅**：1.1（屋根5地域）

◆寄宿舎の断熱範囲

住戸専用部のみ断熱範囲となる。

よってLDKなど共用部は断熱不要。

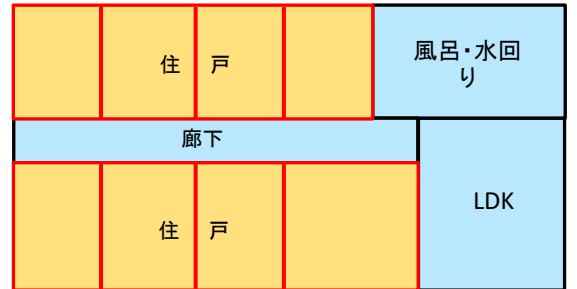
住戸と廊下の境については要注意。

内部のため断熱を計画していない場合が多数。

設計上の留意点：住戸と廊下の境の壁に断熱あるか？

住戸出入口は断熱仕様か？（木建具の場合不適合）

赤線が断熱区画
ここにある出入口も評価対象

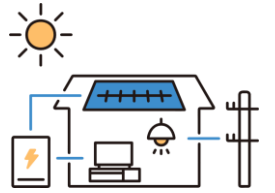


寄宿舎平面図

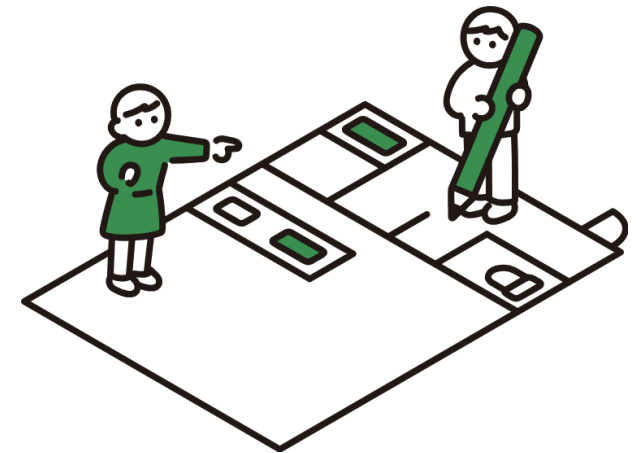


- ・具体的な基準値は告示266号を確認すること
- ・**寄宿舎**の場合、住戸-廊下の境が断熱不要となる場合あり。
特に複雑な内容であるため**事前相談**されることをお勧めします。

誘導仕様基準



・外皮基準

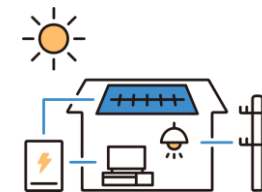




誘導仕様基準

令和4年国土交通省告示第1106号

誘導仕様基準



◆外皮基準

仕様基準との違いは基準値のみ。
全ての基準値が強化されている。

熱抵抗例：仕様木戸建：4.6（屋根5地域）
：誘導木戸建：5.7（屋根5地域）

**仕様基準不適合の申請が多数見受けられます。
基準ご理解の上、申請いただくようお願いします。**



一般財団法人

宮城県建築住宅センター

